

岐阜県工賃向上計画策定に向けて

1 計画の目的

令和3年度に策定した「第4期岐阜県工賃向上計画」に引き続き、厚生労働省が定める指針に基づき、工賃水準の向上に向けた取組を行うための「(仮称)第5期岐阜県工賃向上計画」を策定する。

2 計画の期間

令和6年度から令和8年度までの3か年

3 計画の対象事業所

- ・就労継続支援B型事業所
- ・就労継続支援A型事業所(雇用契約を締結していない利用者に係るものに限る。以下同じ。)、生活介護事業所(生産活動を行っている場合。以下同じ。)及び地域活動支援センターのうち、「事業所工賃向上計画」の作成を希望する事業所

4 県内の就労継続支援B型事業所の状況

単位：円

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
工賃月額 (県内平均)	14,010	15,191	16,486	15,346	16,390	17,496
工賃月額 (全国平均)	15,603	16,118	16,369	15,776	16,507	17,031

5 目標工賃(令和8年度目標)

○目標工賃(暫定案)：平均工賃月額20,000円

(作業時間が1日5時間、年245日の場合の時給額は約196円)

6 工賃向上のための取組(暫定案)

(1) 企業、地域、行政関係者に対する事業所の取組の周知と協力依頼

- ・企業、行政関係者、福祉施設等を対象とした事業者の授産活動に係る啓発や企業内就労や下請け業務の発注拡大を促す啓発セミナーの開催。
- ・事業所への積極的な作業委託、自主製品の発注を、市町村、企業に対し周知、依頼。

(2) 工賃向上に積極的に取り組む事業所への経営改善、技術向上等の支援

○コンサルタント派遣・作業種別研究会等の開催

- ・経営改善や利用者、職員の技術向上等のため、専門的知識を持つコンサルタントを事業所に派遣。
- ・商品開発・改良等、授産活動上の課題を解決するため、同種の作業を実施する施設による研究会の開催。

○セルフ支援センター事業の推進

- ・平成8年度から授産施設等の支援活動を行っている岐阜県セルフ支援センターによる取組（販売受注促進、インターネットを活用した販路拡大（確保）、商品開発・研究、広報活動）の推進。

○共同受注窓口の設置

- ・商品・サービスの受注機会拡大のため、複数の事業所が共同して受注、品質管理等を行う共同受注窓口を岐阜県セルフ支援センターに設置し活用を推進する。

○関連補助事業

- ・社会福祉施設等施設整備費補助金等を活用し、事業所の工賃向上のための基盤整備を支援する。

○農福連携の推進

- ・障がい者の就労機会の拡大のため、農業分野への参入を支援する障がい者農業参入チャレンジ事業を実施。

○障害者優先調達法の推進

- ・障害者優先調達推進法に基づき、毎年度調達方針を策定し、障害者就労施設等からの物品やサービスの優先的、積極的な調達を推進するとともに、県内市町村に対して働きかける。
- ・障害者優先調達法の対象となる障害福祉サービス事業所等における提供可能な物品・役務の一覧表を、県公式ホームページにおいて公表（登録件数：182件（R6.4.1現在））するとともに、県セルフ支援センターが運営しているナイスハートネットへの情報登録を推進。

(3) 計画の推進に向けた関係機関との協力と見直し

○「岐阜県工賃向上計画推進委員会」の設置

- ・計画を推進するため、関係機関による委員会を設置し、工賃向上に向けた協力を推進するとともに、課題等の検討を行い、計画の進捗状況等に応じて計画の見直しを実施する。